

鳥取市議会総務企画委員会会議録

| | | | |
|--------------|---|-----|----------|
| 会議年月日 | 令和3年11月24日（水曜日） | | |
| 開 会 | 午前10時22分 | 閉 会 | 午前11時12分 |
| 場 所 | 市役所本庁舎7階 全員協議会室 | | |
| 出席委員 （8名） | 委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男 | | |
| 欠席委員 | なし | | |
| 委員外議員 | なし | | |
| 事務局職員 | 主査兼議事係長 毛利 元 調査係主事 福田 佳菜 | | |
| 出席説明員 | <p>【総務部】</p> <p>総務部長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富田 恵子 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課課長補佐 宮崎 学</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 乾 秀樹</p> <p>【市民生活部】</p> <p>市民生活部長 鹿田 哲生 次長兼地域振興課長 漆原 利明 地域振興課課長補佐 山名 常裕</p> <p>【総合支所】</p> <p>河原町総合支所長 九鬼 栄一 河原町総合支所副支所長 森田 誠一 気高町総合支所長 三谷 裕之 気高町総合支所副支所長 久野 明男 青谷町総合支所長 見生 孝行 青谷町総合支所副支所長 安達 典子</p> | | |
| 傍 聴 者 | なし | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | |

午前10時22分 開会

【総務部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

まず、浅井総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

総務部からは、今回の補正予算に係ります歳入についての御説明を申し上げることとしております。それと、本臨時議会に関連、議案に関連いたしまして、2点ほどちょっとお時間を頂き、お話をちょっとさせていただきたいと思います。

1点目が、議案等にもありますとおり、今回、人身事故も含め、公用車の事故を、また再度、多くの専決処分をさせていただいたという報告をさせていただいております。職員には、度重なるこうした事故を受けまして、11月の15日付で、総務部長名によります文書を発出をしておるところでございますが、内容といたしましては、人身事故、物損事故も含めて、懲戒処分の対象となりうるといったようなことも含めて、再度職員のほうに注意喚起をしておるところでございます。今回の損害賠償の議案の事例につきましましては、具体的に7月1日付で、訓告というような格好で、職員のほうの処分もいたしております。引き続き職員のほうには、こうしたことも含めて、事故のないよう、引き続き注意喚起を続けていきたいと考えております。どうぞよろしくお願申し上げます。

もう一点が、8月の10日付で、人事院のほうが人事院勧告を出しております。これは、期末手当につきまして、0.15月引き下げるといような内容の勧告を出してはありますが、通常でありますと、12月の1日が基準日といたしまして、国家公務員の給与法の改正を、閣議決定を経て行うこととなっております。今回の勧告につきましましては、19日、先週の閣議決定の経済対策等を受けて、民間の給与等の引上げ等のこういった影響も含めて、国のほうで考えるといったことで、11月中の給与法の改正が見送られております。したがって、地方公務員法の、地方公務員の給与につきましても、国の流れのほうを見た上での対応ということで、通常でありましたら、この人事院勧告が出た内容を、12月1日までに条例改正等を行うところでございませけれども、本臨時議会等も含めまして、国の対応と合わせて、また対応を検討させていただくということになっておりますので、このことも、また御報告をさせていただきます。以上2点でございますので、本日は、どうぞよろしくお願いたします。

議案第140号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議事に入ります。議案第140号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願をいたします。

それでは、議案第140号一般会計補正予算（第9号）所管に属する部分について、御説明を申し上げます。説明をさせていただく資料につきましては、既にお配りをしております、このA4横の資料1でございます。それから、以前にお配りをさせていただいた一般会計補正予算書、令和3年11月24日提出分でございます。こちらの2つを使って御説明をさせていただきます。それでは、資料1のほうの説明資料のほう、はぐっていただきまして、2ページでございます。

このたび、臨時補正予算で上げております歳入につきまして、2項目を御説明をさせていただきます。まず、款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金でございます。こちら予算書のほうでいきますと12ページ、13ページのほうに掲載をしてあるところでございます。それでは、補正額でございますけれども、2億952万円がこのたびの補助金でございます、補正後額としましては4億7,936万6,000円ということでございます。こちら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中の各省庁分ということでございます。こちら各省庁分は、PCR検査等に計上させていただいた地方負担分、通常は2分の1国庫が入ります。残りの2分の1を一般財源で計上しておりました。これにつきまして、後から臨時交付金ということで、地方負担分を交付をいただけるものでございます。額としましては、先ほど言いました2億952万円でございます。こちらにつきましては、地元事業者緊急応援事業、地域振興チケットの発行事業のほうに、全額計上をさせていただくものでございます。

続きまして、款・項・目繰越金でございます。予算書のほうは14ページと15ページでございます。補正額が2,664万5,000円、補正後額が12億7,995万4,000円ということでございます。こちらの補正9号、全額で5億8,846万4,000円でございますが、こちらに必要となる一般財源ということで計上するものでございます。なお、9月議会で、決算認定いただいております、この前年度繰越金の総額は、20億4,269万7,000円ということではございますので、都合、残が7億6,274万3,000円でございますが、こちらは12月と、それから2月議会のほうで計上させていただきたいというふうに考えております。以上が、本所管に係る部分の御説明でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

それでは、議案第140号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認めます。

続きまして、討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第140号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これで総務部を終わります。ありがとうございました。

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 はい、お待たせしました。続きまして、市民生活部に入ります。

それでは、まず初めに、鹿田部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部長、鹿田哲生でございます。総務企画委員会の開催、どうもありがとうございます。

市民生活部の案件ということで、議案が1件と、それと報告、支所専決でございましたけど、2件でございます。いずれも大変申し訳ないお話でございますが、業務中の事故ということでございます。この事故が起きるたびに、こうして議会の議決を、あるいは、支所専決、こうした報告をさせていただいておりまして、状況を御説明し、再発防止、こういったことを申し上げるわけでございますが、やはり、3,000人以上の職員が日々動いておりますので、やむを得ないのかなというふうには思うわけではございますけども、ただ、私、今年度から立場が変わりまして、いろいろ物を申すようなこともいいのかなと思ひまして、日頃から、やはり職員が、市民からお預かりした財産で仕事をしているというような自覚、こういったものをもう少し高めるような、こういったことも必要なのかなというふうに思っているところでございます。また、先ほども、副市長、あるいは総務部長と、少し話をしたのですが、やはり、こうした事故が起きた、こうしたことを、いかに職員に知らせて、決して他人事ではないと、日々注意をするようにといったような喚起の仕方も、ある程度考えていかなければいけないのではないかと、こうした議会での議案などで、ああ、事故が起きたんだというようなことを初めて分かるといったような職員もあるわけでございます。我が身のことであるということを、日頃から考えてはおるのではありますけども、さらに考えていくようなきっかけにさせなければならないなということを、この間から、あまねく考えているところでございます。

今日は、報告案件2件と議案1件でございます。慎重審議、御審議よろしくお願いいたします。詳細につきましては、各総合支所長、参っております。御説明申し上げます。長くなりましたが、以上で挨拶とさせていただきます。以上でございます。

議案第141号損害賠償の額及び和解について（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議事に入ります。議案第141号損害賠償の額及び和解についての御説明をお願いいたします。

○三谷裕之気高町総合支所長 はい。

◆吉野恭介委員長 三谷支所長。

○三谷裕之気高町総合支所長 はい。失礼いたします。気高町総合支所支所長、三谷でございます。議案第141号でございます。資料の1のほうで御説明をさせていただきたいと思います。まずは、おわびですけども、これ、起きましたのが、昨年12月1日ということで、本来であ

れば、早い段階、直後の2月議会では、一度御報告をさせていただくべきものだったということでございますけれども、認識が足りておりませんで、大変申し訳ありませんでした。このたび、だんだん示談の状況になってまいりまして、御報告できるような状況になりましたので、報告させていただきます。

先ほど申し上げましたように、事故が発生いたしましたのは、昨年12月1日の夕方午後4時40分頃ということでございます。場所は、気高町新町1丁目6番地ということで、9号線から入りますけれども、浜村警察署のほうに曲がりまして、最初の交差点ということでございます。写真、地図のほうは、下のほうにつけておりますけれども、相手方につきましては、県内在住者ということで、1名乗車しておられました。

人身損害の状況ですけれども、頸椎捻挫、胸椎捻挫、腰椎捻挫、要は脊椎ですね、脊椎全体でございます。それから、右上肢末梢神経障害ということで、右の背中の中の辺りということでございます。状況につきましては、頸部痛、腰痛、背部痛が持続したということございまして、治療につきましては、リハビリで治療されたということでございます。

車両の損害の状況ですけれども、後部のバックドア、リアバンパーほかということで、車の後部の損傷です。それから、鳥取市側ですけれども、これ、軽トラックですけれども、車両のフロントボディー、フロントバンパーほかということで、前の部分の損傷ということになります。損害でございます。

乗車しておりましたのは、産業建設課の職員1名ということでございます。状況ですけれども、先ほど申し上げました、気高町新町1丁目地内走行中ですが、信号待ちで停車しておりました相手方の車両に、後部から追突したということで、相手方に損害を与えたところでございます。

事故原因につきましては、当時事故を起こしました当事者につきましては、業者さんとの契約業務で立て込んでおったような状況でございまして、疲労のために、集中力・注意力が低下した状態で運転したのではないかと、そのことによりまして、前方の停止車両に気づくのが遅れたということで、ブレーキ操作が遅れて追突したという状況ではないかなというふうに考えております。

場所につきましては、制限速度50キロでございますけれども、追突の状況は、スピードがあまり出てない状態で、信号待ちの車に向かってですので、そんなにスピードは出てはおりませんでしたけれども、後ろからの追突ということで、相手の方が無防備な状態であったのかなというふうに考えております。

過失割合ですけれども、鳥取市が10、相手方はゼロということでございます。賠償につきましては、相手方の治療費、それから休業損害、慰謝料、車両の修理費ということで、合計いたしますと、264万5,719円ということでございます。本市加入の自動車損害共済の損害賠償共済で対応をしておるところでございます。

損害賠償の額及び和解についてということで、本事案を議決いただきまして、損害賠償の額を定めて和解をしたいというふうに考えております。

再発防止策でございますけれども、毎朝の課内ミーティングがありますが、そのときに、自

動車運転時の交通マナーの遵守でありますとか、体調管理の徹底を図るように指導しておりますし、あと、支所内の他の課におきましても、事故発生の状況について共有を図ったというようなことがございます。それから、浜村警察署管内のグッドドライバーズ運動というのがありまして、1事業所で1チームしか参加できませんけども、5名参加できるようになっておりまして、それに率先して手を挙げておりまして、みんなで安全運転の啓発を行ったというようなことをしております。

それから、相手との状況ですけれども、先ほど、リハビリによる治療ということで申し上げましたけれども、治療は7月末で終了しておるようでございます。その後の状況につきましては、保険屋さんのほうを通してになりますますが、確認はしておりませんが、治療を終了しておるということで、完治されておるのではないかなというふうに思っています。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明をいただきました。

それでは、議案第141号損害賠償の額及び和解についての質疑を行います。本案について、委員の皆さんから質疑をお願いします。

◆砂田典男委員 委員長、いいかな。

◆吉野恭介委員長 はい、砂田委員。

◆砂田典男委員 すみません、ちょっとお聞きします。今回のように、10対ゼロっていうような責任度合いになったケースの場合は、職員に対して、何かペナルティーとかそういうようなことがあるんですかね。

○三谷裕之気高町総合支所長 はい。

◆吉野恭介委員長 三谷支所長。

○三谷裕之気高町総合支所長 はい。10・ゼロだからということではないんですけれども、人身事故になりましたので、職員につきましては、処分という措置、懲戒処分ではないですが、措置がされております。

◆吉野恭介委員長 砂田委員。

◆砂田典男委員 先ほど、浅井総務部長のほうから、こういうケースがたくさんあるということで、今言われた措置とかいうケースで、厳重にっていうお話があったもんですから、先ほど、訓告とか何かっていうような言葉が出たんですけど、私そういう経験がないもんですから、鳥取市の場合は、訓告というのはどのようなことか、ちょっと教えていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 三谷支所長。

○三谷裕之気高町総合支所長 はい。訓告の該当につきましては、遅刻・早退、それから病気休暇で、病気休暇、休職中に、許可なく県外等へ旅行した場合、それから、職場内での暴言・暴行ということで、上司・その他の職員に対する暴言により、職場の秩序を乱した場合というのがありますし、事務執行上のミスというようなこともあります。そのほかございますけども、このたびの分につきましては、交通事故、交通法規違反関係でございますけども、飲酒運転以外での交通事故、人身事故を伴うもので、人に傷害を負わせた場合というのが該当しておるようでございます。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。基本的なことをお尋ねします。和解予定ということなので、賠償額は定めてますが、まだ相手方には、何も支払いをしていないのかという確認と、病院での治療費、お休みになることへの休業損害費、車両修理費を支払いするのと別に、慰謝料等ありますが、この慰謝料の金額と目的をお尋ねいたします。

◆吉野恭介委員長 三谷支所長。

○三谷裕之気高町総合支所長 はい。金額につきましては、保険会社のほうで、こちらの指示ではないんですけども、11月末をもって和解をしたいということがありまして、保険会社のほうで支払いはされておるところでございます。それから、慰謝料につきましては、金額につきましては、103万円ということで、これは、慰謝料をお支払いする積算がありまして、それに基づいて金額は設定をしております。

目的ということでございますけども、相手方に対する心身の損害でありますので、そういったことで慰謝料をお支払いするということになります。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 今、慰謝料の額が103万ということでありました。それ以外ですね、先ほど加嶋委員のほうからありました治療費、休業損害、車両修理費、これ、それぞれの内訳を、まずお聞きしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 三谷支所長。

○三谷裕之気高町総合支所長 はい、失礼いたします。三谷でございます。治療費ですけども、53万3,000円余りございまして、これにつきましては、全額を医療機関へ支払うということでございます。

それから、休業損害につきましても、休んでおられる期間、それから、その方の所属しておる会社の給与体系等を勘案して、64万4,000円余り、お支払いをすることになっております。

それから、車両ですけども、車両につきましては、修理費そのものは33万円余りです。それから、代車ですね、代車の使用料ということで、9万9,000円ございました。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 いずれにしても、10分のゼロという、相手の車が止まっておるということが、100%こっちが悪いという、当然かも分かりますけども、こういったことが非常に今多いんで、自分の、それこそ、こういった損害を与えるというだけじゃなしに、自分の免許証等にも、当然、傷もつくわけだし、十分に注意をするということが大事でありますけれども、それで、この臨時会の付議案書のほうを見ると、相手方、その余の請求を放棄するというふうに書いてありまして、私はちょっと安心したところであります。というのが、こういった後ろからの衝突というのは、むち打ちとか、非常に長い期間患われる方が多いので、そういったことがなかっただけでも幸いかなというふうに思っております。いずれにしても、本当に十分に、相手があることだから、自分だけ気いつけとつても事故っちゃうのは起きるわけですけども、やっぱりそれぞれの職員の方々に、本当に意識をしっかりと持って、注意を払っていただきたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ここには、もう書いてないのであれですが、職員のほうには、全くけがなり何なりということが一切なかったのかどうか、書いてないので、なかったんだろうなというふうに思うんですけども、そこ1点と、まこと、部長からもありましたし、これ、なかなか、この庁内での交通事故というか、職員による職務上の事故っていうのが、なかなか減らない現状があるというところの中で、今回は、それこそ人身になるんですけど、あと、物損とか、軽い車両事故等も結構続いて減らないなというふうに認識しとるんですけども、事が起こったとき、その大小にかかわらず、これ庁内職員全員で、こういうことの情報共有っていいですか、そういうことはなされているのか。例えば、そこの部署内での注意の共有とかということで、これが全庁的に行われてるのか、そういう起きたときの情報共有ですね、その辺りがどうなのかなと思って、その辺ちょっとお伺いしたいなと思って、全庁的に共有されているのであれば、また起きた、また起きたとかいいますかね、そういうことの、何ていいますか、認識といいますか、注意喚起っていう意識づけにもつながっていったりするのではないかなとったりして、その辺りの大小にかかわらずですけども、こういう事故が起きたときの庁内職員の中の情報共有とかいうところが、どういうふうになされているのか、お伺いしたいと思います。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部長、鹿田でございます。冒頭でも申し上げましたが、少し触れました。議案に出て初めて分かるというのが現状でございます。さっき、支所長言っていましたけど、自分の部署であれば、当然分かりますし、言いますけども、そういったような実態がございます。ハインリッヒの法則ではないですけど、やはり、小さな積み重ねがこういうことになるのだろうと考えるのが妥当でありますので、日頃から事故がないようにということで、気をつけてはいるんですけども、やはり、月に1回、毎日にも、週に1回にでも、そういったことの繰り返しが、やはり事故をなくすようなことになるのかなというふうに思っております。この職員も、事故を起こしたくて起こしたわけではないというのは、重々承知はしておりますけれども、やはり日頃の積み重ねが、こういうことになるというふうなことを鑑みれば、先ほど石田委員もおっしゃいましたが、やっぱり、こういったことの情報共有、これが重要なかなと思います。どういったようなやり方がいいのかということは別ですけども、民間企業では、先ほど砂田委員が少し触れられました。10対ゼロの場合の補償っていうのは、支所長は申し上げませんでしたけども、自己負担っていうのはないんです。ですから、例えば修理費が8対2だったら、職員が2割出すかっていうと、そういった制度は鳥取市にないので、それを負担するのがいいのかどうかは、さておきですけども、ただ、そういったことが、本当に身近にあるのだということを知らしめる必要性というのは、十分にあるのかなというふうに思っております。どういった方法があるのか、また、先ほど御意見頂きましたけども、こういった点を踏まえして、何かしらの対策は必要なかなというふうに思います。所掌業務ではございませんけども、そうした御意見がありましたことは、しっかり受け止めさせていただいて対応させていただくべき問題というふうに思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、三谷支所長。

○三谷裕之気高町総合支所長 はい。先ほど職員のけがのお話ですけれども、幸いなことに、ぶつけた当事者につきましては、けがはなかったです。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい、そのほか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 説明の中で、この方は、業者との契約が立て込んでたりして、疲労があって、集中力が低下してたのかなってということだったんですけど、その産業建設課の方で、支所だよりを見ると、この産業建設課っていうのは、何か農林水産の振興、有害鳥獣、道路、橋梁、河川、下水道、農業委員会、公営住宅、開発行為、公園、漁港、温泉、駐車場管理などの業務って、すごい幅が広いんですね。支所だから、いっぱい範囲が広い。本庁だったら、全然、課が違ったり、部が違ったりするんだけど、そういう中で、どれだけの、ふだん、直接その契約がっていう、それ以外の仕事を、どれだけされてたかは分からないですけども、やはり、その注意喚起をただけでは防げないこともあると思うんですね。一人一人の仕事をこなしていく力量も当然違うし、そういった中で、負担に思う量も人それぞれ違いますので、やはり、事故のことだけ見るんじゃなくて、やっぱり、こういうことが起きたとき、しかも、理由が、疲労・集中力低下かなっていうふうに、脇見じゃなくて、そうやってやっぱり言われてるわけだから、やっぱり、その仕事の環境といいますか、それが、やっぱりどうだったのかなっていう点検っていうか、検証っていうか、それは、私は必要だと思うんですね。人ごとじゃないっていうのは、みんな本当に、いろいろ業務抱えててやられてるわけだから、だけど、しんどいとか、できないとか、そんなこと言えないわけですよ、なかなか。そう言えないと思いますね。我慢しておられる方が多いかと思いますが、でも、やらなきゃいけないからって。そういうことが事故につながることで大いにあるわけなので。この支所だより見たらね、一応5人しか書いてないんですよ、お名前がね。もしかしたら、それ以外におられるのかもしれないけれども、やはり、その仕事の幅広い分野を、これだけの人数で、たとえ支所とはいえですよ、やっぱりやるっていうのは、相当大変なんだろうなって、私は思うので、やっぱり事故を防ごうと思えば、やっぱり人を増やさなきゃいけないかなっていうね、そういう点も考える必要があるのではないかなっていうふうに思いましたので、いきなり人を増やせっていうことにはならないでしょうけれども、やはり、その業務量とか、毎日均一に仕事があるわけではないと思います。忙しいときは、すごい忙しくて大変だと思いますので、やっぱり、そういった仕事の状況の管理というか、それもしっかりとやっぱりちょっと見ていただくことが、再発防止にもつながっていくのではないかなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 何かありますか。はい、三谷支所長。

○三谷裕之気高町総合支所長 はい。伊藤副委員長のおっしゃることは、よく分かります。当時、契約といいますのが、除雪の契約をする時期になっておって、本人も慌てておったのかなということでございます。今年については、早めの対応をとということで指示はしておりますけれども、やはり、産業建設課のほうは、漁港でありますとか、道路の陥没とか、それから温泉が出なくなったとか、そういうことがありますと、すぐ対応をするということで、フットワークの軽さも求められますし、時間にも追われるところがありますので、そういったところは、我々

としても協力体制の取れるようなことも、きちんと考えていきたいなというふうに思います。
ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。いいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第141号損害賠償の額及び和解についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

報告第23号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入りたいと思います。報告第23号専決処分事項の報告についてであります。それでは、執行部説明をお願いいたします。

○九鬼栄一河原町総合支所長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、九鬼河原支所長。

○九鬼栄一河原町総合支所長 はい。河原町総合支所の九鬼でございます。私のほうからは、付議案の11ページになります。説明資料の3ページ、報告第23号専決処分事項について説明をさせていただきます。

河原町総合支所職員によります公用車による物損事故について、11月1日に専決処分を行いましたので、報告をさせていただきます。

日時ですけれども、令和3年10月8日金曜日、午前9時20分頃、場所ですけれども、鳥取市幸町71番地、市役所本庁舎駐車場でございます。相手方は、鳥取市内在住者。

事故の概要ですけれども、6番にあります見取図のとおりですけれども、公用車、河原町総合支所の公用車ですけれども、鳥取市役所本庁舎駐車場に駐車させるため、後進したところ、左側に駐車していた相手方車両、そのときは、御本人は車内にはおられませんでしたが、公用車の左後部が接触、相手方車両の右前部を破損させたものでございます。公用車については、破損はしましたけれども、職員については、けが等はございませんでした。

賠償及び修繕についてですけれども、鳥取市側の過失が10割ということで、相手方車両の賠償額として19万9,265円、本市加入の自動車損害共済の損害賠償共済で対応をさせていただいております。修繕箇所については、フロントバンパー、それからヘッドランプユニットの交換という形でございます。令和3年11月4日、相手方と和解が成立をしております。

公用車についても、本市加入の自動車損害共済の車両共済にて対応させていただきます。修繕箇所ですけれども、リアバンパー、それからクォーターパネル等の修繕、既に終わっております。

今回の事故については、駐車の際の後方確認不足による不注意により発生したものでござい

ます。職員も深く反省をいたしております。今後の再発防止策としては、できるだけ余裕のある、すいている駐車場に止めるであるとか、また、駐車の際には、駐車中の車両と運転車両の位置関係を注視いたしまして、安全確認を徹底することを、河原町支所全体で取り組んでまいりたいというふうに思います。私からは以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。1つだけ意見をさせていただきます。私も使用者で、この本庁舎の駐車場を使うことがあって、やはり、日々こういうことに気をつけながらやっておるわけですけども、なるべく公園側に車両を止めるようにしております。やはり、市民サービスですので、我々行政側の者が、庁舎寄りというか、表に止めるのが、いいのかなというのは、個人的な見解です。ただ、周りを見てみると、足立議員や砂田議員、寺坂議長も、そのような形で停車されてることをお見かけしたことがありますので、手前ほど込みやすいので、もし、お越しになられるとき、空いているのであれば、公園側等、その両隣が空いてたり、片方が空いてるところを目指して、ちょっと距離はあるんですけども、歩かれて登庁するというような習慣づけであれば、それを見てる市民の方も、あっ、鳥取市という名前が入ってる車が、遠目に置いてあるなということを見て、美談にもなるか分かりませんが、リスク軽減にはなったりすると思いますし、参考にしていただけたらと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと、質疑なしと認め、次に行きます。

報告第24号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告第24号専決処分事項の報告について、それでは、執行部の説明をお願いいたします。

○見生孝行青谷町総合支所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、見生青谷支所長。

○見生孝行青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、見生でございます。報告第24号専決処分事項につきまして御説明申し上げます。付議案については13ページ～14ページになります。説明につきましては、先ほどの説明資料の1、4ページのほうを御覧いただけたらというふうに思います。

このたびの件ですけれども、青谷支所管内におきまして、本年9月22日の午前10時頃でございますが、青谷町長和瀬集落の少し奥になるんですけども、そこにございます市営出合墓地におきまして、墓地の除草作業を行っていた中、本支所の職員が操作しておりました草刈り機の飛び石によりまして、同作業に従事されていた市内在住の作業員の方が所有しておられる軽運搬トラック、助手席側のドアガラスを破損させたというものでございます。幸いにも、相手方作業員の方及び本支所職員に、けが等はございませんでした。

写真を見ていただきますように、下の写真ですけれども、右が、草刈りをした場所がございま

すが、そこで作業中の飛び石が、左手に止めてありました軽トラックの助手席側のガラスを破損したというような状況でございます。

本件につきましては、本市側の過失割合を10割と認め、相手方車両の修繕費1万9,800円を賠償することとして和解し、11月8日付で専決処分をさせていただき、示談書を締結しておるところでございます。賠償金につきましては、全国市町会市民総合賠償保険で対応することといたしまして、11月末日をもって支払うというふうにさせていただくものでございます。

このたびの事故につきましては、作業の支援に当たりました職員の過失によるものでございますけれども、この作業をするに当たりまして、周辺への安全確認や事故防止措置等、対応が不十分であったということを踏まえまして、以後の市有施設等で同様の作業を行う際の事前の安全確認、対策を徹底するように、支所長名で支所内各課へ通知を行い、指示を行わせていただきました。

この写真にございますように、あらかじめ駐車場所との距離を取るでありますとか、あるいは、ブルーシート等で保護するというようなこと等によって防げるものではないかというふうにも考えます。それから、当然ながら、作業員同士の作業間隔を取るというのは当然のことでございますけれども、改めて、そういったことも含めて、安全対策を徹底するということを通知させていただいたところでございます。

こういった作業につきましては、職員が直接作業をする場合もございますし、各自治会でありますとか、団体、それから事業者に委託して作業していただくという場合もございますので、今回の通知の中では、そういった委託をする先に対しても、改めて、そういった周知をするというようなことを図るように対応させていただいたということでございまして、今後におきましても、再発防止に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。このたびは大変な御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。御説明については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

本件ついて、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 ちょっと今説明いただいたんですけども、この墓地に関して、管理委託に出されておられるのか、おられないのかということが、ちょっと分からなかったですけども。

◆吉野恭介委員長 見生支所長。

○見生孝行青谷町総合支所長 はい。この作業につきましては、もう委託という契約形態は取っておりません。実は、この作業につきましては、従前、この長和瀬地区というところの老人クラブのほうに作業いただいていたんですけども、近年高齢化等の理由で、なかなか作業ができないということになりまして、地元のほうの任意団体でございますけれども、そちらのほうに依頼をして、作業員さんを出してもらっていると、そのような形でございます。ただ、委託という形は取っておりませんが、当然ながら、市のほうで依頼して、その役務に対する手当をお支払いさせていただくというふうな取扱いをしておるものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 ということは、お願いをしながら、職員も一緒に作業をやったと。これは、当然勤務中になるわけですね、こういう作業というのは。その辺のところは、職員さんが、平

常の時間帯にそういった作業をされるということが、そのボランティア団体さん、老人会とか
お願いするのはいいんだけども、一緒をお願いするという事で、職員さんもやられたという
こともあるかも分かんませんが、その辺はちょっと分かんないところもあります。

それで、当然、この駐車場の写真、どれくらいの広さか分かんませんが、常識的に言っ
ても、やはり、草刈り機をするということになれば、当然、車なんかも、誰でも、もうある程度
離れたところに止めるってということが普通であるというふうに思いますので、その辺の認識は
甘かったということになるんじゃないかなというふうに思いますけども、こういったブルーシ
ートとか、いろいろと対策を今後は考えていかれるということでもありますので、しっかりと取
り組んでいただきたいなというふうに思います。

○見生孝行青谷町総合支所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、見生支所長。

○見生孝行青谷町総合支所長 はい。御指摘いただきましたとおり、今回の事故と申しますのは、
平日の勤務時間中に、職員が作業の支援に当たったという経過でございます。今回の事情につ
きましては、9月22日というのが、お彼岸前という日で、作業日が、どうもそこに調整せざる
を得なかったという事情から、依頼しております依頼者のほうの作業員が、ちょっと1名しか
確保できなかったとのところで、作業員の作業負担のことを職員のほうがちょっと配慮をした
という形で、作業に協力をしたということで、出かけたというような事情でございました。基
本であれば、依頼先の作業員さんでやっていただくべきというところがございますけども、今
回は、そういった配慮をしたということで、このような事故につながったという状況でござい
ます。

それから、先ほどございました駐車場の場所につきましても、今後、当然ながら、こういっ
た飛び石を想定するということは、当然のことでございますので、そういったことも含めて、
今回、職員・各課のほうに対応の通知をさせていただいておりますので、今後、気をつけさせ
ていただきたいと思っております。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。今回のその青谷地内の対応については、このとおりで、いろいろえらい
ことであったなと思っておりますが、今の支所長のほうのお話の中で、こう委託にとか、どこかの団
体をお願いをしたというときに、そこの方たちが作業をしたときに、このような事故が起きた
ときには、どういう対応になるのかなと、今ちょっと思ったものですから、市役所が入ってる
保険というものが使えるものなのか、あるいは、または、その団体が独自に入っておられるも
のを使って対応してもらうものなのかというところを、少し教えていただけたらと思ったとこ
ろです。お願いします。

◆吉野恭介委員長 見生支所長。

○見生孝行青谷町総合支所長 はい。御質問いただきました、いわゆる委託者のみでの作業の場
合の同様な事故でございますが、確認しましたところ、この同じ保険をもちまして、こういっ

た事故が起こった場合の適用にはできるということのようでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、じゃ質疑なしと認め、以上で、総務企画委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時12分 閉会

令和3年第6回臨時会 総務企画委員会

(議案審査・報告)

日 時：令和3年11月24日(水)

本会議休憩中

場 所：本庁舎7階全員協議会室

総務部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第140号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第9号)【所管に属する部分】

市民生活部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第141号 損害賠償の額及び和解について

◎報告

- ・報告第23号 専決処分事項の報告について(河原町総合支所)
- ・報告第24号 専決処分事項の報告について(青谷町総合支所)